

# 政府備蓄米の無償交付(子ども食堂等、子ども宅食への支援)【令和4年度】

## 背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、**学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」**に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、**子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」**の取組が拡大しています。
- 従前より**政府備蓄米**を活用して、学校給食における**ごはん食の拡大を支援**してきた**無償交付制度**の枠組みの下、**子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援**します。

## 事業内容

### 【子ども食堂等】

- **ごはん食を提供する子ども食堂等(食事提供団体)**の取組に交付。
- **食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件**。(食事提供団体ごとに、一申請当たり120Kgを上限に交付)

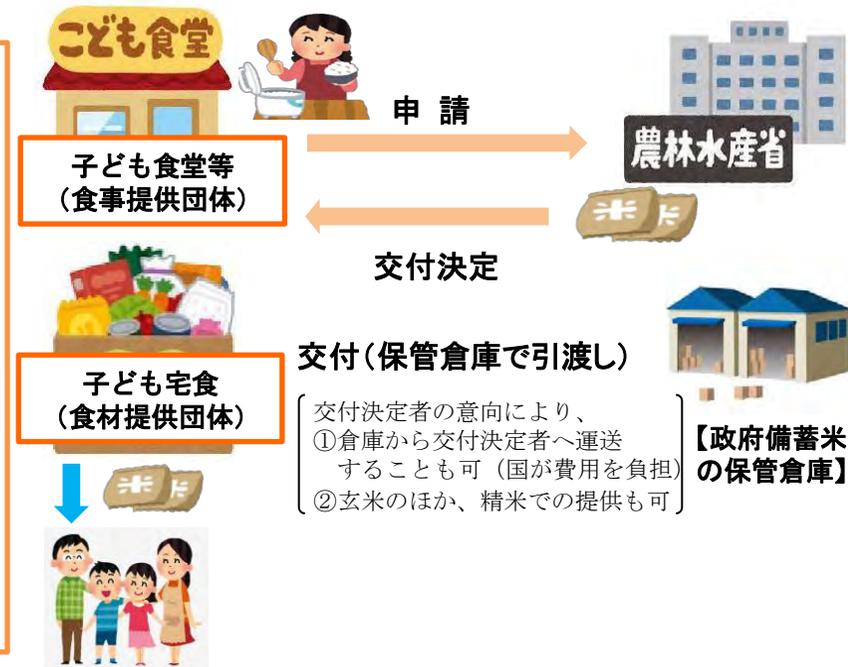
### 【子ども宅食】

- **食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体(食材提供団体)**に交付。
- **ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うことが条件**。(食材提供団体ごとに、一申請当たり450Kgを上限に交付)
- **交付対象者 ※以下の要件を満たした団体**
  - ・「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
  - ・「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」

## 申請方法

- 農林水産省に**直接申請**。

- ※ 依頼を受けた団体が交付申請書を取りまとめて提出することも可能。(交付申請者は、食事提供団体、食材提供団体です。)
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの支部単位での申請が可能。



本事業の内容については、以下まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】農産局穀物課消費流通第1班  
(ダイヤルイン：03-3502-7950)

申請様式など、詳しくはこちら



# 東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

## 精米備蓄事業

### 《背景》

- ・東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- ・大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

### 《具体的な実施スキーム》

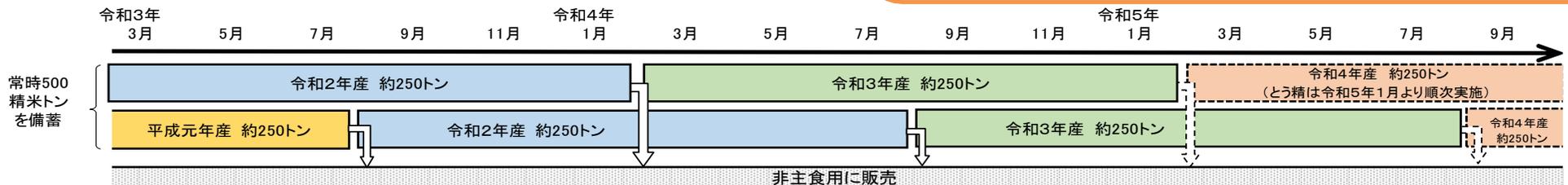
- 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米(無洗米)形態での備蓄を実施
  - ・備蓄量：500トン(東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当)
  - ・実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等
- 備蓄後一定期間を経過した精米については、非主食として販売(大規模災害が発生した場合は、本来の目的どおりに被災地等に供給)

### 《対応実績》

- ・平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トンを提供

### 具体的なスケジュール(予定)

(備蓄用精米の切り替えの時期はイメージであり、今後変更となる可能性がある。)



## 食味等分析試験及び販売実証の結果概要

### ○ 食味等分析試験の結果概要(平成24年度～平成30年度において実施)

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分(%)	脂肪酸度(mg)	濁度(ppm)	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	-	-
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

- ※1 食味等分析試験(理化学分析及び食味評価)は、分析機関に委託(食味評価(官能試験)は20名のパネリストにより実施)。  
 ※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均(ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く)。  
 ※3 備蓄用精米(無洗米)は、温度15℃以下、湿度60～65%(目安)の低温倉庫で保管。  
 (参考) ・水分は、農産物規格規程における精米(完全精米・一等)の基準が15.0%以下とされている。  
 ・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている(特段の基準はなし)。  
 ・無洗米の濁度は、40ppm以下とされている(米穀公正取引推進協議会の濁度基準による)。  
 ・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価(“-1”は「わずかに不良」)。  
 ・主観による絶対評価は、「5. 非常においしく食べられる」、「4. おいしく食べられる」、「3. 普通に食べられる」、「2. 少し劣るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。  
 ⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

### ○ 販売(非主食用への販売)の概要

令和5年6月現在

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	販売期間
R元年 8月	15ヶ月	260	780	260	10ヶ月
R2年 2月	12ヶ月	257	711	257	25ヶ月
R2年 8月	12ヶ月	254	816	254	16ヶ月
R3年 3月	13ヶ月	256	602	256	8ヶ月
R3年 8月	12ヶ月	253	860	253	4ヶ月
R4年 4月	12ヶ月	74	440	74	2ヶ月
R4年 6月	12ヶ月	73	271	73	3ヶ月
R4年 8月	12ヶ月	74	250	74	3ヶ月
R4年11月	12ヶ月	84	196	84	1ヶ月
R5年 1月	12ヶ月	63	63	63	1ヶ月
R5年 3月	12ヶ月	71	398	71	1ヶ月
R5年 4月	9・12ヶ月	72	326	72	1ヶ月

⇒販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

# 福島県における県産米の安全・安心確保への取組

作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることにより安全性を確保

- 除染やカリ施肥による吸収抑制対策を実施
- 福島県では、平成24年産米以降、県全域で全量全袋検査を実施  
平成27年産米以降は基準値※1超過なし
- 令和2年産米からは、全量全袋検査から段階的にモニタリング(抽出)検査に移行

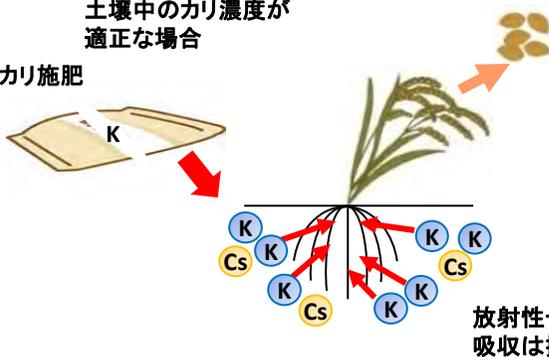
## 米の全量全袋検査



## カリ施肥による稲の吸収抑制対策

土壤中のカリ濃度が  
適正な場合

カリ施肥



## ○全量全袋検査の検査結果 (出典)ふくしまの恵み安全対策協議会 令和5年6月30日現在

年産	検査点数	基準超過 点数※1	基準値超過 割合(%)※1
平成25年産	11,006,552	28	0.0003
平成26年産	11,014,971	2	0.00002
平成27年産	10,498,720	0	0
平成28年産	10,266,012	0	0
平成29年産	9,976,698	0	0
平成30年産	9,251,056	0	0
令和元年産	9,492,612	0	0
令和2年産※2	320,381	0	0
令和3年産	306,821	0	0
令和4年産※3	274,227	0	0

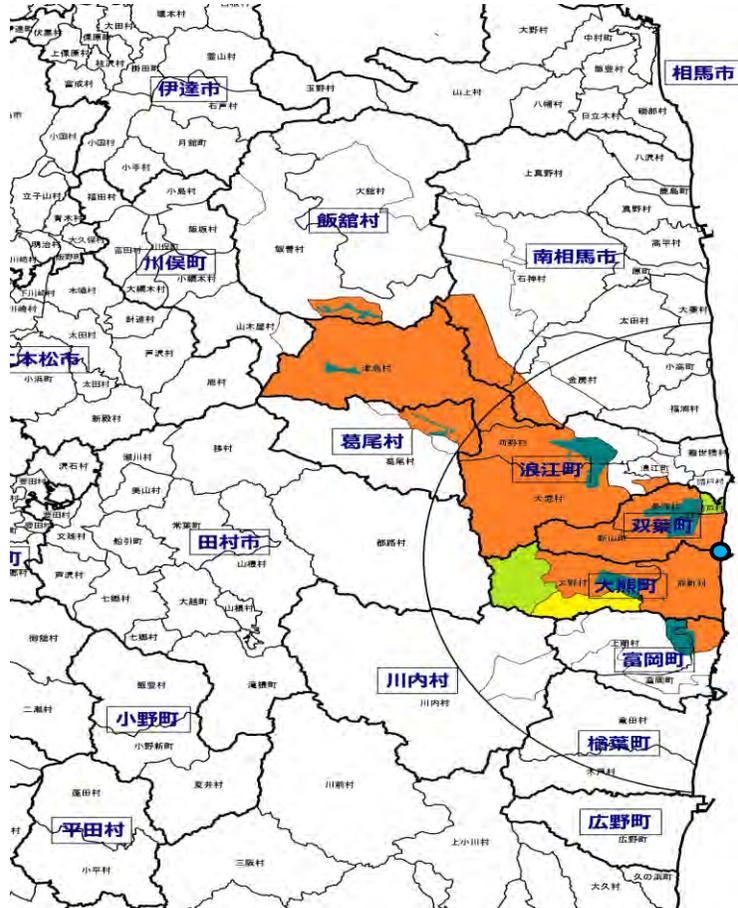
※1 食品衛生法に基づき、100Bq/kgを基準値

※2 令和2年産からは、避難指示区域等のあった12市町村(田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町(旧山木屋村))のみの値

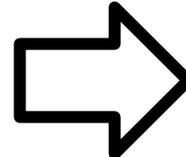
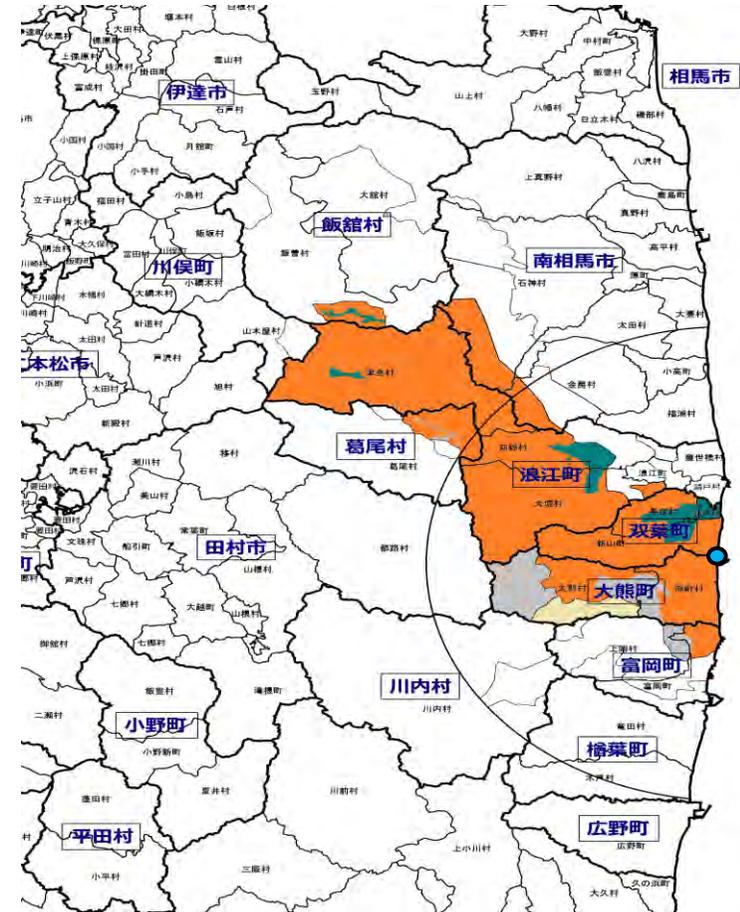
※3 令和4年産からは、※2より広野町及び川内村を除いた10市町村のみの値

# 令和5年産米の作付制限等の対象地域(令和4年産との比較)

令和4年産米



令和5年産米



- 作付制限**  
作付・営農は不可。
  - 農地保全・試験栽培**  
(旧避難指示解除準備区域)
  - 農地保全・試験栽培**  
(特定復興再生拠点区域)  
除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
  - 作付再開準備**  
管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
  - 全量生産出荷管理**  
管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。
- 福島第一原子力発電所

福島県

拡大